

大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、 <u>相談体制の充実</u> 、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する
該当施策名 (事業名)	スクールソーシャルワーカー活用事業	
該当施策の背景・目的	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 1,842,266 千円
		29年度予算額: 1,258,454 千円
		28年度歳出予算現額※ 972,007 千円 28年度決算額: 5,665,388 千円 の内数 使用割合: — %
—	機構定員要求	
○	その他(具体的に)	
	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	
該当施策概要	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充(平成29年度予算:5,000人)。 (平成30年度予算概算要求等) スクールソーシャルワーカーについては、ニッポン一億総活躍プラン等において、平成31年度までに、原則として、全ての中学校区(約1万人)に配置することとされており、引き続きこの目標に向けて配置拡充を行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	8-1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	-
担当府省・担当課	文部科学省	
	初等中等教育局児童生徒課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

—平成30年度概算要求額—

スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度概算要求額 4,806百万円
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

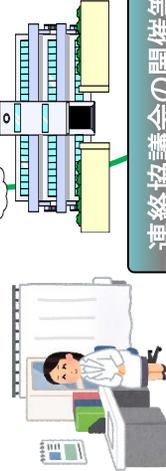
【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

H30:27,500校

①全公立小学校に対する配置(週1日)
通常配置【35週*3h*1日】 17,500校(16,000校)
小中連携型配置【35週*4h*1日】 9,500校(9,600校)
8,000校(6,400校)

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

②全公立中学校に対する配置
通常配置【35週*4h*1日】 10,000校(10,000校)
小中連携型配置【35週*4h*1日】 5,800校(6,600校)
公立中学校週5日体制の実施 4,000校(3,200校)
200校(200校)
【35週*4h*5日】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

③貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加) 1,000校(1,000校)
【35週*4h*1日】

④不登校支援のための教育支援センターの機能強化(週1日)
250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度概算要求額 1,842百万円
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

H30:8,000人

(1)小中学校のための配置
【48週*3h*1日】 8,000人(5,000人)

<教育委員会等>



(2)貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加) 1,000人(1,000人)
【48週*3h*1日】

(3)高等学校のための配置 47人(47人) 【48週*3h*3日】

(4)質向上のためのSV配置 47人(47人) 【48週*3h*5日】



<家庭>

<福祉関連機関>



※()は前年度

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 122
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、 <u>教育・啓発の強化</u> 、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する
該当施策名 (事業名)	業界関係者に対する法令等の周知	
該当施策の背景・目的	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等については、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要があり、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(平成29年3月21日関係府省申合せ)。同会議において決定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」において、業界関係者に対する法令等の周知を実施することとしている。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1 — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもって禁じられていること(労働者派遣法第58条)等について、業界関係者に対して、周知を行うことを予定しており、周知する内容等について検討中。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	-	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	-	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	-
担当府省・担当課	厚生労働省	
	職業安定局需給調整事業課、労働基準局監督課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 123
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	③	③若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討 若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態を把握し、今後の効果的な相談・支援の在り方についての検討を行う。
該当施策名 (事業名)	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	
該当施策の背景・目的	<p>「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。</p> <p>若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等をおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 17,228 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
	使用割合: — %	
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
	—	
該当施策概要	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	—	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	7-1
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発 及び被害者支援のための調査研究

1. 目的

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組みとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。

若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等をとおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。

2. 概要

- 検討会の開催 : 有識者5名程度、5回
- ヒアリング調査 : 若年層における女性に対する暴力の予防啓発や被害者支援に実績のある団体等 5団体程度
- 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発媒体の開発・制作及びキャンペーンの実施等
 - : 啓発媒体…HP、スマートフォン用アプリケーション、啓発冊子
- 相談対応マニュアル及び調査報告書の作成

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 124										
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現										
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶										
小項目	(3)	(3) ストーカー事案への対策の推進										
細項目	①	①「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施 ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の都道府県への補助、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチにおける地域精神科医療との連携等に係る経費の一部の都道府県への補助等、「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)に基づく各種取組を実施する。										
該当施策名 (事業名)	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施											
該当施策の背景・目的	<p>警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成28年中のストーカー事案の相談等件数は22,737件と高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。</p> <p>また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。</p>											
該当施策の政策手段の分類	<table border="0"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td> 予算 30年度要求予算額: 174,694 千円 29年度予算額: 110,244 千円 28年度歳出予算現額※1 7,876 千円 28年度決算額: 6,184 千円 使用割合: 78.5 % (都道府県警察費補助金を除く) </td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>機構定員要求</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>その他(具体的に) 地方財政計画</td> </tr> </table>		—	法令・制度改正	—	税制改正要望	○	予算 30年度要求予算額: 174,694 千円 29年度予算額: 110,244 千円 28年度歳出予算現額※1 7,876 千円 28年度決算額: 6,184 千円 使用割合: 78.5 % (都道府県警察費補助金を除く)	○	機構定員要求	○	その他(具体的に) 地方財政計画
—	法令・制度改正											
—	税制改正要望											
○	予算 30年度要求予算額: 174,694 千円 29年度予算額: 110,244 千円 28年度歳出予算現額※1 7,876 千円 28年度決算額: 6,184 千円 使用割合: 78.5 % (都道府県警察費補助金を除く)											
○	機構定員要求											
○	その他(具体的に) 地方財政計画											
該当施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度において、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、地方警察官の増員を措置した。 ・ 平成30年度において、 <ul style="list-style-type: none"> * ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 * 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 * ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 * サイバーストーカーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成等を実施し、人身安全関連事案への対策の推進を目指す。 											

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	97、98、99、102、103	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	86	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-3 ストーカー事案への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	警察庁	
	生活安全局生活安全企画課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

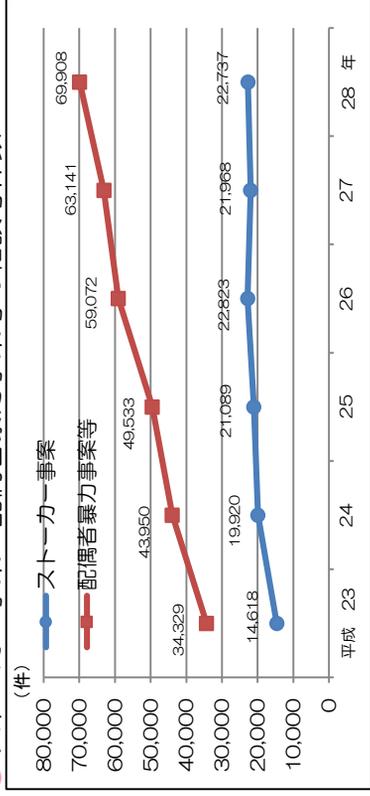
※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

ストーカー事案・配偶者暴力事案等への対応

現状

- ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成28年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移

- 重大事案に急展開するおそれ
- 検挙・警告等されても繰り返す、大胆な犯行
- 都道府県警察の負担増
- 主な対応策
 - ・人身安全関連事案に対処するための体制の確立
 - ・改正ストーカー規制法の着実な施行

事案の各段階で対策・支援が必要不可欠

この種事案に的確に対応するためには、関係機関、家庭、学校、職場等が連携し、社会全体で、被害者支援の取組、加害者対策を行うことが必要

改正ストーカー規制法 (H28.12.6成立)

- 加害者を更生させるための方法等について調査研究を推進 (11条)
- 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加 (12条)

ストーカー総合対策 (H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議)

- 被害者等からの相談対応の充実
- 被害者情報の保護の徹底
- 被害者等の適切な避難に係る支援の推進
- 調査研究、広報啓発活動等の推進
- 加害者対策の推進
- 支援を図るための措置

女性活躍加速のための重点方針2017 (H29.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーディングの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。
- 多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組について調査研究する。
- ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化を図る。

平成30年度概算要求

ストーカー予防のための教育

知育・徳育活動 (5百万円)

生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

被害者等の一時避難等の支援

一時避難 (54百万円)

被害者の一時避難に係るホテル等宿泊費用の公費負担

加害者に関する取組の推進

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等との連携 (17百万円)

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス

ストーカー事案に対応する体制の整備

装備資機材の整備 (66百万円)

ストーカー被害者の立回り先等への顔認証カメラシステムの整備

調査研究 (16百万円)

多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究

システムの検索機能高度化 (19百万円)

ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 125
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) ストーカー事案への対策の推進
細項目	②	② ストーカー加害者更生に関する取組の実施 警察がストーカー加害者の評価を行い、ストーカー加害者自身に加害行為を認識させるとともに、関係機関とも連携して必要な支援につなげるための取組(多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組)について調査研究する。
該当施策名 (事業名)	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	
該当施策の背景・目的	<p>最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の多様化により、ストーカー事案への対応はますます困難化しており、被害者自身においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、関係機関により相談窓口の整備は進められているものの、当該窓口においても、事案の危険性等を判断するためのツールがないため、被害者等からの相談に対し、何ら対応できない実態もあるものと考えられる。</p> <p>ストーカー加害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行うが、その後、加害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等を起こすことなく生活できるようにするためには、関係機関等との連携が不可欠である。しかし、特に加害者への対応に関しては、関係機関ができる措置や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。</p> <p>こうした観点から、海外の文献や取組等を参考としつつ、相談段階における被害者への的確な支援の在り方、加害者の対応に係る連携のための問題点や改善策について調査し、提言を受けることを目的とする。</p>	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 	<p>30年度要求予算額: 16,370 千円</p> <p>29年度予算額: 11,545 千円</p> <p>28年度歳出予算現額※1: — 千円</p> <p>28年度決算額: — 千円</p> <p>使用割合: — %</p>
	<ul style="list-style-type: none"> － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	—
該当施策概要	<p>多機関連携によるストーカー対策のための取組に係る有識者検討会を設置し、海外の文献等も参考にしつつ、被害者や関係機関が事案の危険性等を評価するための評価シートを作成するとともに、これらの情報を関係機関で共有するための問題点や改善策について提言を受ける。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	86	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-3 ストーカー事案への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	警察庁	
	生活安全局生活安全企画課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

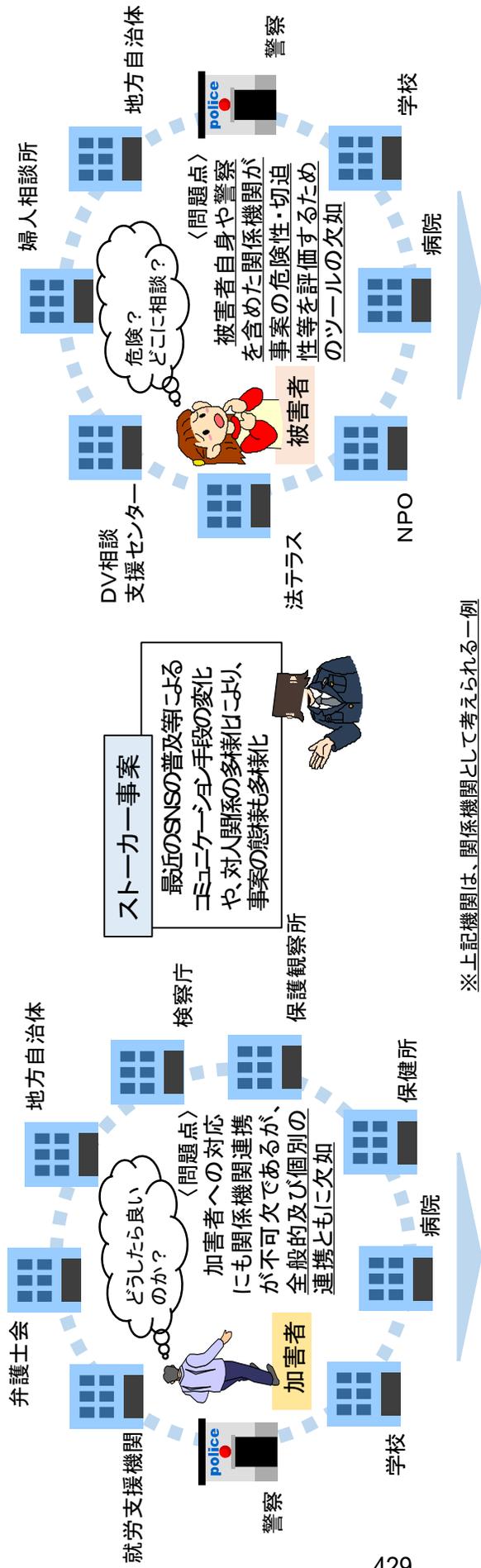
※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

I 趣旨等

改正ストーカー規制法成立（平成28年12月）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）による改正後の法第11条において、国及び地方公共団体の責務として、ストーカー加害者を更生させるための方法等に関する調査研究の推進が明記



※上記機関は、関係機関として考えられる一例

加害者対応に係る連携のための問題点の抽出

危険性等評価シート作成及び情報共有のための問題点の抽出

II 調査方法等

	29年5月	7月	10月	30年1月	4月	7月	10月	31年1月	
海外文献調査	調査対象国の選定	収集	翻訳・修正等	結果取りまとめ	危険性等評価シート作成に係る海外調査等				結果取りまとめ
	調査対象機関等の選定	アンケート・ヒアリング	結果取りまとめ	関係機関ヒアリング等	関係機関ヒアリング等				結果取りまとめ
関係機関調査	—	—	—	—	試行実施				結果取りまとめ
	—	—	—	—	都道府県警察における試行実施				結果取りまとめ
	—	—	—	—	第1回 検討会	第2回 検討会	第3回 検討会	結果取りまとめ	報告書の作成・公表

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 126
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) ストーカー事案への対策の推進
細項目	③	③ ストーカー情報管理業務等の充実・強化 ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案に関し、事案の危険性等の判断をするための横断的な照会が実施できるシステムを構成するなど、ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化を図る。
該当施策名 (事業名)	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	
該当施策の背景・目的	<p>ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察署からの速報を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル、相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。</p>	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 15,495 千円
		29年度予算額: 12,061 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
該当施策概要	<p>ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル及び相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	86	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	7-3 ストーカー事案への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	警察庁	
	生活安全局生活安全企画課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 127																														
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																														
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																														
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																														
細項目	①	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。																														
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業																															
該当施策の背景・目的	<p>配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。</p>																															
該当施策の政策手段の分類	<table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>法令・制度改正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>税制改正要望</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>予算</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>30年度要求予算額:</td> <td>26,046 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度予算額:</td> <td>22,539 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度歳出予算現額※1:</td> <td>26,046 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度決算額:</td> <td>19,653 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用割合:</td> <td>75.5 %</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>機構定員要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他(具体的に)</td> <td>—</td> </tr> </table>		—	法令・制度改正		—	税制改正要望		○	予算			30年度要求予算額:	26,046 千円		29年度予算額:	22,539 千円		28年度歳出予算現額※1:	26,046 千円		28年度決算額:	19,653 千円		使用割合:	75.5 %	—	機構定員要求		—	その他(具体的に)	—
—	法令・制度改正																															
—	税制改正要望																															
○	予算																															
	30年度要求予算額:	26,046 千円																														
	29年度予算額:	22,539 千円																														
	28年度歳出予算現額※1:	26,046 千円																														
	28年度決算額:	19,653 千円																														
	使用割合:	75.5 %																														
—	機構定員要求																															
—	その他(具体的に)	—																														
該当施策概要	<p>センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。</p>																															

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	88、90-2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

● 研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

● 支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

● 支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 128
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	①	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。
該当施策名 (事業名)	DV被害者のための相談機関案内サービス	
該当施策の背景・目的	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 1,631 千円 29年度予算額: 1,631 千円 28年度歳出予算現額※1: 1,631 千円 28年度決算額: 766 千円 使用割合: 47.0 % － 機構定員要求 － その他(具体的に) 	-
該当施策概要	<p>全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。</p> <p>また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所にお置いてもらうように地方公共団体に依頼。)</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	123、154	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	89	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものである。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

DV被害者のための相談機関案内サービス

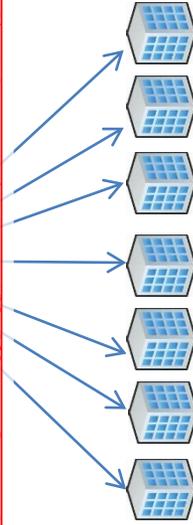
○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。

0 5 7 0 - 0 - 5 5 2 1 0



DV相談ナビシステム

発信地等の情報からすべて自動転送



A県 B県 C県 D県 E県 F県 G県

○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。

DV
相談ナビ

配偶者等からの暴力 ここに देंव

0570-0-55210

ひとりで悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。相談してみることが、ひとりで悩まなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

相手といると、悔いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールを手エックする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

- 発信場所から最寄りの相談窓口に、あなたがかけた電話を自動転送します。
- 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS及びIP電話(一部のIP電話を除く)からもつながります。

内閣府男女共同参画局



ここに देंव

DV相談ナビ 0570-0-55210

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4)配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	②	②婦人保護事業の在り方の検討 社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行う。
該当施策名 (事業名)		婦人保護事業
該当施策の背景・目的		婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、保護・援助を必要とする状態等にある女子について、相談・支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ること等を目的としている。
該当施策の政策手段の分類		<ul style="list-style-type: none"> － 法令・制度改正 － 税制改正要望 ○ 予算 <ul style="list-style-type: none"> 30年度要求予算額: 18,908,436 千円 の内数 29年度予算額: 17,697,487 千円 の内数 28年度歳出予算現額※1: 14,409,189 千円 の内数 28年度決算額: 11,489,656 千円 の内数 使用割合: — % － 機構定員要求 － その他(具体的に)
該当施策概要		<p>平成29年度においては、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を行うため、調査研究において、婦人相談所等における支援の内容等を中心として実態把握を行うとともに、若年女性に対する民間団体による支援の実態についても把握する。</p> <p>平成30年度においては、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう引き上げについて予算要求している。また、若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業の実施について予算要求している。</p>

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	90	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 —大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 —大 項目	—
担当府省・担当課	厚生労働省	
	子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正/28年改正)

2. 対象女性

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

婦人保護事業の各機関

(29年度当初予算額)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成28年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

婦人相談員

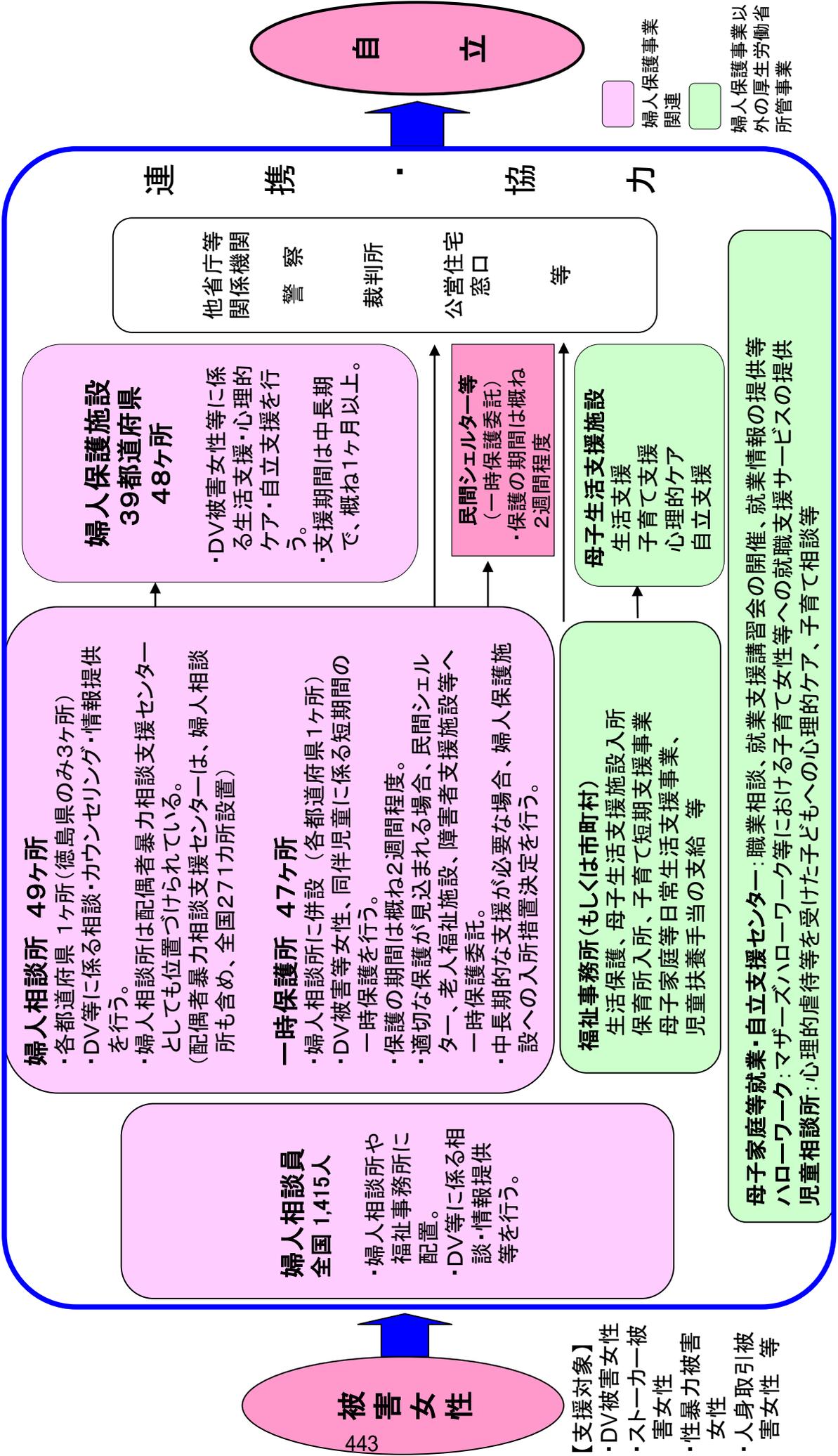
- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,415人(平成28年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に48か所(平成28年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約13億円)

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



【支援対象】
 ・DV被害女性
 ・ストーカー被害女性
 ・性暴力被害女性
 ・人身取引被害女性等

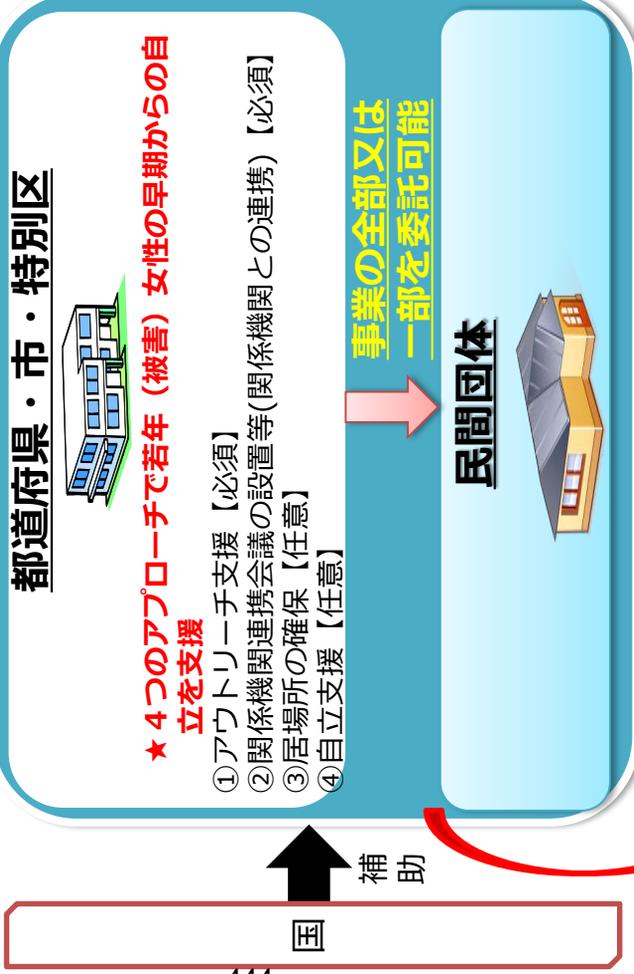
(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成28年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成28年11月1日現在

若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設

（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

<モデル事業イメージ>



① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆ 夜間見回り・声かけ
- ◆ 相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③ 居場所の確保

- ◆ 一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④ 自立支援

- ◆ 学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

② 関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆ 実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆ 身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）



若年被害女性等

（JKビジネス被害者等 家出少女・AV出演強要）



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 130
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(4)	(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等
細項目	③	③関係機関相互の連携体制の整備・強化 個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等の関係機関による、協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。
該当施策名 (事業名)	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	
該当施策の背景・目的	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 26,046 千円
		29年度予算額: 22,539 千円
		28年度歳出予算現額※1: 26,046 千円
		28年度決算額: 19,653 千円
		使用割合: 75.5 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	—	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	88、90-2	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大 項目	7-2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大 項目	—
担当府省・担当課	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものである。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性に対する暴力の被害者支援のための官官・官民連携 促進事業

1. 目的

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、支援センター長等を対象とした研修の実施及び支援センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体の支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を図る。

2. 概要

● 研修

※対象者：支援センター長、地方公共団体における支援センター主管部（局）の職員、
官民の相談機関の相談員

● 支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集

● 支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣